

アリモドキゾウムシの緊急防除実施状況

一鹿児島県西之表市（種子島）、高知県室戸市一

アリモドキゾウムシは、熱帯、亜熱帯地域に分布するサツマイモの大害虫で、我が国ではトカラ列島以南の南西諸島と小笠原諸島に分布しており、これらの地域からのサツマイモ生塊根等寄主植物の移動は植物防疫法により禁止・制限されている。

ところが平成2年11月、鹿児島県西之表市（種子島）においてアリモドキゾウムシの発生が確認された。この地域では昭和34年にも発生が確認され根絶達成までに10年余りの歳月を要した苦い経験を持っていることから、鹿児島県及び地元関係者は強い危機感を持ち、早急な防除対応を目指した。

これを受けて農林水産省は、平成3年1月植物防疫法に基づく緊急防除の告示及び省令を制定し、アリモドキゾウムシのまん延防止と早期根絶を図るために、西之表市大字西之表及び住吉の合計7,250haを防除区域に指定した。

一方、鹿児島県はこの防除区域のうち、県条例によりフェロモントラップ及び寄主植物調査でアリモドキゾウムシが確認された地区を「発生地区」、確認されなかった地区を「警戒地域」に区分して指定し、防除を行ってきた。

発生地区ではサツマイモ等寄主植物の地区外への移動を禁止するとともに、外周部から中心部に向け順次サツマイモ塊根の澱粉加工・茎葉等の埋没又は焼却、殺虫剤・除草剤の散布、野生寄主植

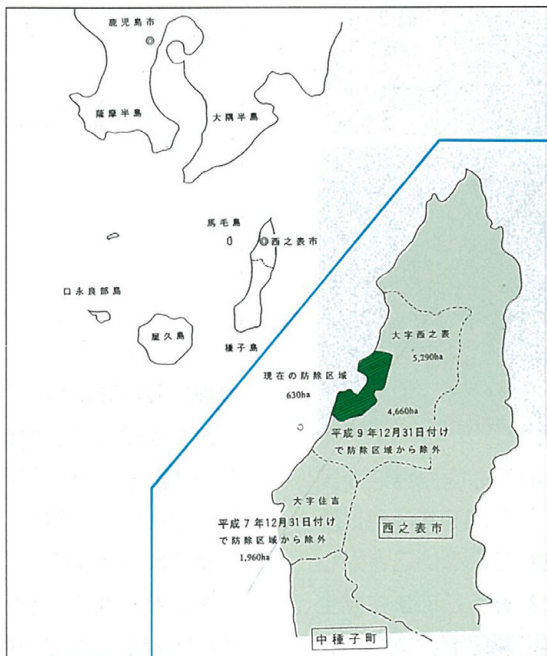
物の除去が繰返し行われた。さらに平成6年4月から西之表市は市条例によりサツマイモ栽培を禁止するなど強力な防除措置を進めた。

また、農林水産省は、鹿児島県及び西之表市の職員を植物防疫法に基づき植物防疫員に任命し、まん延防止に努めた。

これらの措置はサツマイモが主要作物である農

家にとっては大きな負担となったが、関係者及び地元住民の努力もあってアリモドキゾウムシの発生は年々減少し、特に大字住吉の1,960haにおいては平成6年8月以降発生がみられなくなった。

このことから植物防疫所は平成7年8月から10月に駆除確認調査を実施した。調査は、植物防疫官及び植物防疫員を中心として鹿児島県が設置したアリモドキゾウムシ防除員（調査補助者）等の協力のもとに3回



の寄主植物調査と6回のフェロモントラップ調査を行った。

その結果、アリモドキゾウムシが確認されなかったことから植物防疫所は大字住吉のアリモドキゾウムシは根絶されたものと判断した。

これを受けて農林水産省は、平成7年12月31日付けで大字住吉を防除区域から除外した。

一方、大字西之表の5,290haについては、中心部の630haを除いて防除も順調に進み、平成8年5月以降発生が確認されなくなった。発生が確認

されなくなった4,660haの地域については、防除効果が十分上がっていると判断し、また、地元西之表市から駆除確認調査の強い要請もあり、平成9年8月から10月に同確認調査を実施した。

その結果、アリモドキゾウムシが確認されなかったことから同地域におけるアリモドキゾウムシについても根絶されたものと判断した。

これを受けて農林水産省は、平成9年12月31日付けで大字西之表の内4,660haを防除区域から除外した。



残る630haの防除区域においても鹿児島県が実施している定期調査において、平成9年3月以降アリモドキゾウムシは確認されていないことから、すでに根絶状態にあると思われる。このまま発生が認められなければ平成10年に駆除確認調査を実施し、年内中には種子島全域からアリモドキゾウムシの根絶が確認されるものと思われる。

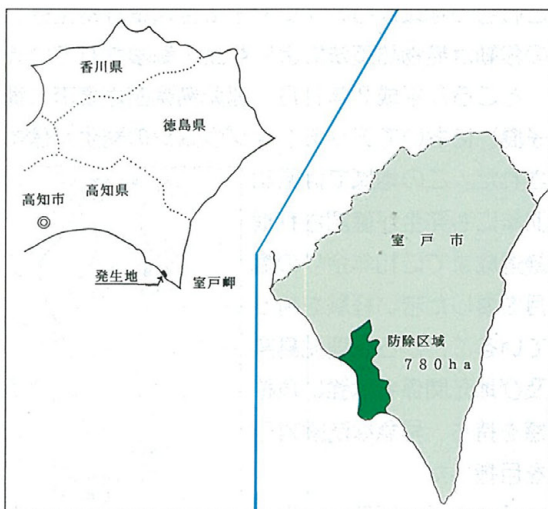
高知県室戸市

平成7年11月、室戸市内のサツマイモ栽培農家から、地元農業改良普及センターに害虫による被害イモが届けられた。高知県は、持ち込まれた被害イモ及び採取されたほ場を調査したところアリモドキゾウムシによる被害であることを確認した。県は直ちに国及び地元関係機関と協議を行い、発生調査を実施するとともに、さらに室戸市と共同

で特別防除措置を行った。

発生調査は、発見された地点を中心に野生寄主植物を考慮して海岸線沿いの約21kmについてトラップ135個を設置したほか、県内全域にトラップを設置した。この結果、本虫の発生は室戸市大字元及び大字吉良川町の一部地域のみであった。

防除措置としては、発生地域からのサツマイモの移動規制及び地元住民への広報用チラシ配布による協力要請を行うとともに、畑の放置イモ等の回収・埋没処理、被害イモの処分、野生寄主植物



の除去及び薬剤散布が実施された。

これを受けて、農林水産省はアリモドキゾウムシのまん延防止と早期根絶を図るために平成8年9月24日付けで植物防疫法に基づく緊急防除の告示及び農林水産省令を制定し、室戸市大字元及び大字吉良川町の一部780haを防除区域に指定し、防除区域から寄主植物の移動を禁止した。

緊急防除の開始により高知県は、防除区域において上記防除をさらに徹底して行う等濃密防除を実施した。

その結果、顕著な防除効果が現われ、平成9年11月のトラップ調査で成虫1頭が誘殺されて以来発生は確認されていない。このため県は、さらにトラップを増設して濃密な調査を引き続き行っているが、植物防疫所はこれらの状況から平成10年内の駆除確認調査の実施について検討を進めている。